

高円寺地域区民センターの大規模改修に伴う休館期間中の対応等について

区立施設再編整備計画に基づき実施する、高円寺地域区民センターの大規模改修に伴う休館期間中の対応等について、以下のとおり報告する。

1 休館期間

- 令和3年4月1日から令和4年12月31日まで（予定）
- この間、集会室等の利用は全て休止する。

2 休館期間中の対応

(1) 高円寺区民事務所及び高円寺地域活動系の仮移転先

- 高円寺地域内の以下の場所にそれぞれ仮移転し、区民サービスを引き続き提供する。
なお、高円寺区民事務所の仮移転時期については、繁忙期を避け、令和3年2月とする。

施設	仮移転先	移転期間（予定）
高円寺区民事務所	松ノ木3-3-4 (旧堀ノ内松ノ木会議室)	令和3年2月～4年12月
高円寺地域活動係事務室	和田1-41-10 (旧和田会議室)	令和3年4月～4年12月

(2) 集会機能

- 利用者には他の区立施設等を案内するほか、休館期間中の集会機能の低下を防ぐため、旧和田会議室の一部を改修し、暫定会議室として区民等の利用に供する。

3 改修後の管理・運営

- 改修後の高円寺地域区民センターの管理・運営については、改修を契機とした建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、指定管理者制度を導入する。

4 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和3年 2月 高円寺区民事務所の仮移転（～4年12月末）
- 4月 高円寺地域区民センター休館（～4年12月末）
高円寺地域活動係事務室の仮移転（～4年12月末）
- 6月 第2回区議会定例会に地域区民センター及び区民集会所条例の改正
条例案を提出
- 7月 指定管理者候補者の公募開始
- 12月 指定管理者候補者の選定
- 4年 2月 第1回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出
- 5年 1月 高円寺地域区民センター供用開始、指定管理者による管理・運営
開始